

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新			旧		
1. (略)			1. (略)		
2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。			2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
機構名義への書換手数料	預託を行った参加者	(1) 株券 1株につき 預託株券の名義書換に要した費用を、預託を受けた株券の総数で按分した額 (1 参加者による 1 日 5 億株超の預託(機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合算株数を 1 日の預託株数とみなす。)に係る株券の名義書換に要した費用及び当該預託に係る株券の総数を含まない。) (2)・(3) (略)	機構名義への書換手数料	預託を行った参加者	(1) 株券 1株につき 預託株券の名義書換に要した費用を、預託を受けた株券の総数で按分した額 (1 参加者による 1 日 10 億株超の預託(機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合算株数を 1 日の預託株数とみなす。)に係る株券の名義書換に要した費用及び当該預託に係る株券の総数を含まない。) (2)・(3) (略)
(略)			(略)		
(注) (略)			(注) (略)		
附 則					
この改正規定は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。					